

# 明和町障害者福祉計画

(明和町障害者計画・明和町障害福祉計画・  
明和町障害児福祉計画)

## バリアフリーめいわ2021

令和3年度～令和5年度



令和3年3月

明 和 町



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の概要	2
第2章 障害者の現状	5
1 明和町の障害者の現状	6
第3章 計画の基本的な考え方	11
1 基本的な考え方	12
第4章 障害者計画	17
第1節 障害者施策の方向性	18
1 お互いの理解促進	18
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	18
3 自立した生活の支援と意思決定支援の推進	20
4 保健・医療等サービスの充実	21
5 教育の充実	22
6 文化芸術活動・スポーツ等の充実	23
7 雇用の拡大、就労の促進	24
8 意思疎通支援の充実	24
9 安全・安心なまちづくり推進	25
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	27
第1節 成果目標の設定	28
1 福祉施設から地域生活への移行	28
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	29
3 地域生活支援拠点等の整備	31
4 福祉施設から一般就労への移行等	32
5 障害児支援の提供体制の整備等	34

6	相談支援体制の充実・強化等	37
7	障害福祉サービス等の質の向上	38
第2節 障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保方策		39
1	訪問系サービス	40
2	日中活動系サービス	42
3	居住系サービス	51
4	相談支援	54
5	障害児支援	56
6	地域生活支援事業	61
第6章 計画の推進		73
1	計画の推進体制	74

# 第1章 計画策定にあたって

---

# 1 計画策定の概要

## (1) 計画策定の趣旨及び背景

国では、障害者制度改革が推進されるなかで、障害者自立支援法の改正（平成 22 年 12 月）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の制定（平成 24 年 6 月）が行われ、サービス提供体制の充実が図られてきました。また、障害者基本法の改正（平成 23 年 7 月）や、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の制定（平成 24 年 10 月）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定（平成 25 年 6 月）などに伴い、障害者をめぐる法制度には大きな改革が行われてきました。さらに一連の法改正を受けて、平成 26 年 1 月には障害者の権利に関する条約が批准されています。

明和町では、平成 18 年度に第 1 期計画を策定して以来、5 期にわたって障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を必要とする町民が地域で安心して暮らしていけるように、提供体制の確保とサービスの質の向上に努めてきました。上記の計画の中には、障害児へのサービスや支援に関する事項も含まれていましたが、児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）により、新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。そこで、明和町では、令和 3 年度からの明和町障害福祉計画【第 6 期】及び明和町障害児福祉計画【第 2 期】を一体的に策定します。また、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、理解と認識を深め、共に支え合う共生社会の実現に向け明和町障害者計画についても上記計画と一体的に策定します。

明和町障害者計画と明和町障害福祉計画【第 6 期】及び明和町障害児福祉計画【第 2 期】（以下「本計画」という。）は、このような一連の改革を踏まえた上で、障害のある人の生活や自分らしく生きるための活動を支援するために、障害のある人のニーズを踏まえ、成果目標や活動指標、サービスの見込量などの目標を設定し、その着実な推進を図るために策定するものです。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく障害者計画と、障害者総合支援法第 88 条に基づく障害福祉計画【第 6 期】及び児童福祉法第 33 条に基づく障害児福祉計画【第 2 期】とを一体的に扱う「障害者福祉計画」として策定します。法定計画であり、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるものです。なお、本計画は、明和町の総合計画である「第 6 次明和町総合計画」と調和し、その他本町の諸計画及び群馬県障害福祉計画をはじめとする関連計画との整合を図り策定しました。

## (3) 障害者・障害児の定義

障害者総合支援法第 4 条に基づき、「障害者」とは、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいいます。また、「障害児」とは、児童福祉法第 4 条第 2 項に基づき、上記に規定されている方のうち 18 歳未満の者をいいます。

## (4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

◆計画の期間

年度	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
	明和町障害者計画 (平成 30～令和 2 年度)			明和町障害者計画 (令和 3～5 年度)		
	明和町障害福祉計画【第 5 期】 (平成 30～令和 2 年度)			明和町障害福祉計画【第 6 期】 (令和 3～5 年度)		
	明和町障害児福祉計画【第 1 期】 (平成 30～令和 2 年度)			明和町障害児福祉計画【第 2 期】 (令和 3～5 年度)		

(5) 計画の名称

本計画の名称を「明和町障害者福祉計画 バリアフリーめいわ 2021（令和 3 年度～令和 5 年度）」としました。



## 第2章 障害者の現状

---

## 1

## 明和町の障害者の現状

## (1) 身体障害者数の推移

身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は令和2年度は385人となっており、町人口に占める割合は、3.5%となっています。障害等級別にみると、1級が152人と多く、重度者（1・2級）が約半数を占める状況となっています。障害部位別にみると、肢体不自由と内部障害が8割を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別）

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	145	142	144	151	152
2級	48	45	44	48	49
3級	45	44	43	45	47
4級	91	89	88	91	91
5級	20	19	19	23	22
6級	23	21	20	24	24
合計	372	360	358	382	385

※各年度末現在 資料：介護福祉課

身体障害者手帳所持者数の推移（障害部位別）

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障害	21	19	21	23	24
聴覚・平衡機能障害	29	27	24	30	30
音声・言語・そしゃく機能障害	9	8	9	11	11
肢体不自由	216	212	210	216	216
内部障害	97	94	94	105	104
合計	372	360	358	382	385

※各年度末現在 資料：介護福祉課

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	6	5	5	10	10
18歳以上	366	355	353	372	375
合計	372	360	358	382	385

※各年度末現在 資料：介護福祉課

## (2) 知的障害者数の推移

知的障害者（療育手帳所持者）数は令和2年度で90人となっており、町人口に占める割合は、0.8%となっています。障害等級では、重度（A重、A1、A2）が34人と最も多く、約4割を占めています。

療育手帳所持者の推移（障害等級別）

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度（A重 A1、A2）	33	32	34	33	34
中度（B1）	25	27	29	32	34
軽度（B2）	15	18	20	22	22
合計	73	77	83	87	90

※各年度末現在 資料：介護福祉課

療育手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	15	18	22	26	28
18歳以上	58	59	61	61	62
合計	73	77	83	87	90

※各年度末現在 資料：介護福祉課

### (3) 精神障害者数の推移

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は令和2年度で83人となっており、町人口に占める割合は、0.7%となっています。平成28年度から令和2年の間に19人増加しています。

精神保健福祉手帳所持者の推移（障害等級別）

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	37	41	43	43	44
2級	20	22	26	28	28
3級	7	8	10	10	11
合計	64	71	79	81	83

※各年度末現在 資料：介護福祉課

精神保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	0	1	1	2	3
18歳以上	64	70	78	79	80
合計	64	71	79	81	83

※各年度末現在 資料：介護福祉課

#### (4) 指定難病患者数の推移

指定難病患者等見舞金支給者数は令和2年度で80人となっており、町人口に占める割合は、0.7%となっています。

指定難病患者等見舞金支給者数

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定難病	70	69	70	68	68
小児慢性特 定疾患	11	11	11	12	12
合計	81	80	81	80	80

※各年度末現在 資料：介護福祉課

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

# 1

## 基本的な考え方

### (1) 基本理念

#### 共に生き 共に支え合う 社会の創造

明和町では、障害のある人もない人も住み慣れた地域で暮らし、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、基本理念を「共に生き 共に支え合う 社会の創造」と定め、以下のとおり基本目標を定めて本計画を策定します。

### (2) 基本目標

#### ① 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度を問わず、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画的に進めていきます。

#### ② すべての障害者と障害児への必要なサービスの提供

身体障害者、知的障害者、発達障害者を含む精神障害者の3つの障害に加え、制度の谷間となって支援が必要とされていた難病等についても、障害福祉サービスの利用を促進し、すべての障害者と障害児への必要な支援の充実を図ります。

#### ⑤ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス基盤の整備の向上を推進します。



#### ④ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に努めます。

#### ③ 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

### (3) 基本方針

この基本理念や基本目標を踏まえつつ、本計画においては、前期計画の考え方を基本的に継承し、次に掲げる方針に基づき計画を策定します。

#### ① 必要な訪問系サービスを確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、町内及び圏域内にサービスが確保できるよう努めます。

#### ② 障害のある人に希望する日中活動系サービスを確保

利用を希望する障害のある人に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターをいう。）を確保できるよう努めます。

### ③ グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を図ります。

### ④福祉施設から一般就労への移行等を促進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を図ります。

### ⑤地域支援体制の構築

障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域の支援体制を整備します。

### ⑥保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所等の子育て支援施策、母子保健施策との緊密な連携を図ります。また、就学時及び卒業時に支援が円滑に引き継がれるよう、学校、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等と緊密な連携を図ります。

### ⑦地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を活用し、保育所等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築します。

## ⑧特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児が身近な地域にある障害児通所支援が受けられるように、地域での支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児に対して、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図ります。

強度行動障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

虐待を受けた障害児等に対して、障害児入所支援において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

## ⑨障害児相談支援の提供体制の確保

障害児の相談支援について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。



## 第4章 障害者計画

---

# 第1節 障害者施策の方向性

## 1 お互いの理解促進

### (1) 現状と課題

共に生きる社会を築いていくためには、障害の有無に関わらず、相互の理解による「こころの障壁（バリア）」を払拭することが極めて重要です。そのためには、障害福祉に関する啓発・広報活動を積極的に展開するとともに、地域へ参加しやすい環境づくりを目指し、日常的な相互交流を促進してお互いの理解を深め、障害のある人の自立への支援を行う必要があります。

### (2) 施策の方向性

相互理解と交流を促進するために広報紙等のほか、地域に密着した情報媒体の活用を核に、障害及び障害者に関する情報や交流に関する事業の情報提供に努めます。また、障害のある人もない人も誰もが気軽に楽しむことができる機会の拡大に努めます。

## 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

### (1) 現状と課題

#### ① 差別解消の推進

共生社会の実現のため、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。それにより、障害を理由とした差別の解消へ向け障害者への合理的配慮が求められています。

## ② 権利擁護の推進及び虐待の防止

障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を推進することが求められています。

### (2) 施策の方向性

#### ①差別解消の推進

障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向け取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な対応を行うよう努めます。

#### ②権利擁護の推進及び虐待の防止

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に努めます。また、障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の適切な利用の促進に向けて取組を進めます。

### 3

## 自立した生活の支援と意思決定支援の推進

### (1) 現状と課題

自ら意思決定することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築することが求められます。

また、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることが求められます。

### (2) 施策の方向性

自ら意思決定することが困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の意思決定の支援に配慮しつつ、成年後見制度の適切な利用の促進に努めます。

障害の有無にかかわらず、一人ひとりが安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、相談体制の充実及び障害者福祉や支援制度に関する情報提供体制の整備に努めます。また、在宅の重度心身障害者に対し、地域での生活を続けられるよう支援制度の利用促進を図るとともに、介護者の介護技術の向上を図ります。



## (1) 現状と課題

## ①発生予防、早期発見・治療の推進

出産前後の時期は、母子ともに重篤な障害の発生する危険性が高い時期であり、懐妊時からの母子保健に関する相談・教育の強化、健康診断による健康指導の体制の強化が必要です。また、脳血管障害等による寝たきりや認知症の発生要因の生活習慣病も必要に応じた健康診査により早期発見、予防指導が必要であり、かかりつけの医療機関との十分な連携により、必要な保健・医療の指導・日常生活指導が必要です。

## ②リハビリテーションの充実

障害者や高齢者が、住み慣れた地域で安全に、かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう、地域で適切なリハビリテーションが提供されることが必要です。そのためには、関係者や関係機関が協力し、地域リハビリテーションを推進していく必要があります。

## ③精神保健対策の充実

精神障害は誰もがかかりうる病気であることを認識するため、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発が大切であり、早期受診・早期治療ができるよう、早い段階から相談指導や治療を受けられる体制整備が必要です。

## (2) 施策の方向性

## ①発生予防、早期発見・治療の推進

妊産婦・乳幼児に対する健診や健康教育・啓発活動を行うとともに、健康診査や特定疾患等の健診を実施し、心身障害児の発生予防、早期発見に努めます。また、生活習慣病等の早期発見・早期治療の開始を促すため健診や健康教育・相談指導等を行います。これら施策の推進を図るため、保健・福祉・医療の連携強化に努め、きめ細かい対応・サービスの充実に努めます。

## ②リハビリテーションの充実

保健福祉・医療機関との連携を密にし、各分野の施策についてより効果的に推進するよう努めます。また、可能な限り人間的な能力を回復させ、社会復帰を推進するとともに、各リハビリテーションの重要性について、障害のある人、ない人ともに広く思想普及を図っていきます。

## ③精神保健対策の充実

精神障害や精神障害者についての正しい理解と偏見の払拭を図るため啓発・広報活動に努めます。また、人権に配慮した相談・保健指導体制の構築・推進を図ります。

# 5 教育の充実

## (1) 現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進することが求められています。また、障害者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害者が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組むことが必要です。

## (2) 施策の方向性

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるような条件整備に努めるとともに、自立と社会参加を見据えて、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた教育が提供されるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備に努めます。また、障害者の生きがいづくりや社会参加に向け、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会の充実に努めます。

# 6 文化芸術活動・スポーツ等の充実

## (1) 現状と課題

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することが求められています。また、スポーツ等を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るとともに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努める必要があります。

## (2) 施策の方向性

障害者団体の自立事業の開催を支援するとともに、福祉施設の入所者や在宅で個々に活動している文化芸術活動の成果について発表の機会を提供するなど、総合的なイベント開催を支援します。

健全な心身による明るい家庭づくりと、隣人愛による地域連帯を唱えた明和町スポーツ新興都市宣言の理念を實踐し、障害者の暮らしやすい町の創造に努めます。

## 7 雇用の拡大、就労の促進

### (1) 現状と課題

障害者が社会や地域でいきいきと生活し、経済的にも自立して暮らすためには、働いて収入を得ることが大切です。しかしながら、障害者の雇用環境は厳しい状況にあり、障害者の適正と能力に合った職種や雇用形態の選択の余地は、極めて狭まっているといえます。そのため、障害者の就労を促進し、定着を図るために、関係機関と連携を図り、就職相談・職業斡旋に努めなければなりません。

### (2) 施策の方向性

事業主や従業員等企業全体に対し障害者の雇用問題についての理解を深め、啓発を推進します。また、ハローワークや保健・福祉の関係機関との連携のうえ、障害者の雇用拡大と職場環境改善に努めます。

## 8 意思疎通支援の充実

### (1) 現状と課題

障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ることが必要です。

### (2) 施策の方向性

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者の派遣等による支援を行うとともに、人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させるよう努めます。また、情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与等利用の促進を図ります。

### (1) 現状と課題

#### ①防災対策の推進

障害のある人や高齢者等の要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れ等により、被害を受けることが多く、避難にあたり、特に支援を必要とします。災害発生時に避難行動要支援者を迅速に避難誘導するためには、事前にその状況を把握し、緊急避難体制を整備しておく必要があります。また、避難所には様々な人が避難することになるため、避難者の特性に配慮した機能を持たせることが必要です。

#### ②住みよいまちづくり推進

障害者が安心して生活するためには、生活環境の整備として、住宅の確保や整備は重要な課題です。住み慣れた地域で生活できるような住まいの形態を確保することや生活支援の充実を図ることが重要になります。

### (2) 施策の方向性

#### ①防災対策の推進

関係機関と連携し、障害者を含めた地域住民の防犯意識の高揚を図っていきます。また、安心して生活できるまちづくりには、地震や火災など緊急時に迅速な避難誘導ができるよう町の防災計画の体制構築に努めるとともに、日々の防災に関する啓発広報活動を実施します。

#### ②住みよいまちづくり推進

障害のある人や高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを公共機関関係や民間企業などと連携を図りながら町民参加のもとに推進していきます。また、建築物等における段差等の物理的障害の除去及び改善に関する障害者への配慮に関して、指導・推進していきます。



## 第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

---

# 第1節 成果目標の設定

## 1 福祉施設から地域生活への移行

### (1) 基本的な考え方

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定しました。

#### 国の指針

- 令和2年度末時点の施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行。
- 施設入所者数を令和2年度末時点から令和5年度末までに1.6%以上削減する。

### (2) 成果目標

明和町では、令和2年度末の施設入所者14人のうち1人が令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。地域生活への移行が進むよう、関係機関と連携し、相談支援体制の強化を進めます。

項目	数値	考え方
令和2年度末時点の施設入所者(A)	14人	令和2年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数	1人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標値
令和5年度末における施設入所者数(B)	14人	令和5年度末時点の施設入所者見込数
【目標】施設入所者数の削減	1人	削減目標(見込み)数(A) - (B)



## 2

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 基本的な考え方

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、支援体制の構築を目指します。

#### 国の指針

- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。

### (2) 成果目標

明和町では、保健、医療、福祉関係者による協議の場を4回行うことを目標とします。また、精神障害者の地域移行支援・地域密着支援、共同生活援助など地域に根付いた支援を行うよう関係機関と連携していきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	考え方
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込み
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人	「地域移行支援の利用者」のうち精神障害者
精神障害者の地域密着支援利用者数	1人	1人	1人	「地域定着支援の利用者」のうち精神障害者
精神障害者の共同生活援助利用者数	11人	12人	13人	「地域移行支援の利用者」のうち精神障害者
精神障害者の自立支援援助利用者数	1人	2人	3人	「地域移行支援の利用者」のうち精神障害者

## 3

## 地域生活支援拠点等の整備

## (1) 基本的な考え方

地域生活支援拠点とは、障害者の地域での生活を支援する拠点または、複数の機関が分担して機能を担う面的な体制のことをいいます。

## 国の指針

- 「地域生活支援拠点等」を令和5年度末までに1つ以上整備確保し、その機能充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討することを基本とする。

## (2) 成果目標

明和町では、地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を圏域内に2箇所整備することを目標とし、令和3年度末までの設置を目標にしております。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	考え方
【目標】設置箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所を設定する
【目標】検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	6回	6回	6回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する

## 4

# 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 基本的な考え方

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

#### 国の指針

- 令和5年度末までに福祉施設から一般就労への移行者数を、令和2年度実績の1.27倍以上とする。  
うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍
- 就労定着支援事業利用者数：一般就労移行者のうち、7割以上の利用。
- 就労定着率8割以上の就労定着事業所数：7割以上

### (2) 成果目標

明和町では、福祉施設から一般就労への移行者数1人、就労移行支援や就労継続支援A型については2人、B型については3人を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】令和2年度の一般就労移行者数	0人	令和2年度において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数	1人	就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
【実績】令和2年度の就労移行支援事業への移行者数	0人	令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の一般就労への移行者数	2人	令和5年度までに令和2年度の移行実績の1.30倍以上にする
【実績】令和2年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人	令和2年度末における就労継続支援A型の利用者数
【目標】就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	2人	令和5年度までに令和2年度の移行実績の1.26倍以上にする
【実績】令和2年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人	令和2年度末における就労継続支援B型の利用者数
【目標】就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	3人	令和5年度までに令和2年度の移行実績の1.23倍以上にする
【目標】就労定着支援事業の利用者数	2人	令和5年度に一般就労するもののうち7割が就労定着支援事業を利用すること
【目標】就労定着支援事業の就労定着率	8割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

## 5

# 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 基本的な考え方

障害児に対する重層的な地域支援体制の構築と、医療的ニーズへの対応等に向けて、新たに障害児支援の提供に関する成果目標を設定します。

#### 国の指針

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- 各市町村又は圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに各市町村において、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- 令和5年度末までに市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- 令和5年度末までに市町村において医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

## (2) 成果目標

明和町では、児童発達支援センターの設置については、圏域で設置を検討します。また児童発達支援事業所や医療的ケア児支援のための協議の場については各1箇所、コーディネーターの配置については1人を目標とします。

また町民アンケートにも多く要望が挙がった放課後等デイサービスの町内設置に向けた具体的な検討をいたします。

項目	数値	考え方
【目標】児童発達支援センターの設置	1箇所	令和5年度末までに圏域に少なくとも1箇所以上設置する
【目標】保育所等訪問支援事業の実施	1箇所	令和5年度末までに圏域で事業が利用できる体制を構築する
【目標】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	令和5年度末までに圏域に少なくとも1箇所以上設置する
【目標】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	令和5年度末までに圏域に少なくとも1箇所以上設置する
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	令和5年度末までに圏域に少なくとも1箇所以上協議の場の設置する
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	令和5年度末までに圏域に協議の場とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター設置することを基本とする

## 明和町独自成果目標

【目標】放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	令和5年度末までに町内に1箇所設置する
----------------------	-----	---------------------

## ～発達障害者等に対する支援～

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	考え方
【目標】ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する
【目標】ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する
【目標】ピアサポートの活動への参加人数	1人	2人	2人	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する

※ペアレントトレーニング・・・保護者の方々が子どもとより良い関わり方学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの波立促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。

※ペアレントメンター・・・自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。

※ピアサポート活動・・・障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流を支援する活動。



## 6

## 相談支援体制の充実・強化等

## (1) 基本的な考え方

各市町村又は圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。

## 国の指針

- 令和5年度末までに各市町村（又は各圏域）において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- なお、これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

## (2) 成果目標

明和町では、基幹相談支援センターの設置については、圏域で設置を検討します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	考え方
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する
地域の相談支援体制の強化①	1件	1件	1件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する
地域の相談支援体制の強化②	1件	1件	1件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する
地域の相談支援体制の強化③	1回	1回	1回	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する

## 7

## 障害福祉サービス等の質の向上

## (1) 基本的な考え方

各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築します。

## 国の指針

- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

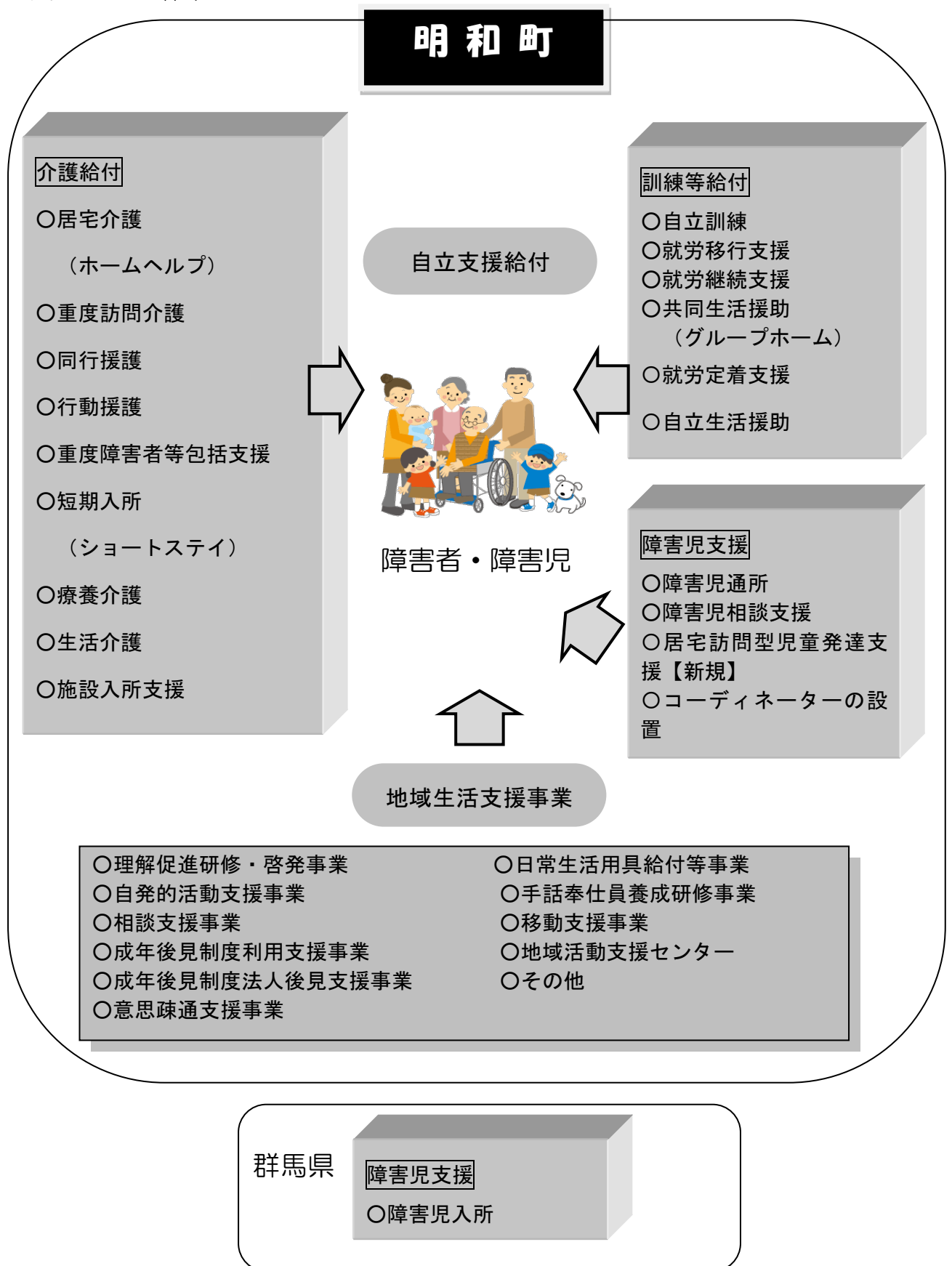
## (2) 成果目標

明和町では、障害福祉サービス等に係る研修への参加人数3人を目標とします。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	3人	3人	3人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	無	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する
	0回	0回	0回	
指導監査結果の関係市町村との共有	無	無	無	都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する
	0回	0回	0回	

## 第2節 障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保方策

### ◆サービスの体系



# 1

## 訪問系サービス

### (1) サービスの内容と見込量

#### ①居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### ②重度訪問介護

重度の障害のある人で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

#### ③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他の外出する際に必要な援助を行います。

#### ④行動援護

障害のある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

#### ⑤重度障害者等包括支援

重度の障害のある人に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	13	14	15
		12	13	11
	利用量(時間/月)	234	253	270
		217	217	223

※上段は計画値、下段は実績

### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	13	14	15
	利用量(時間/月)	260	280	300

### 必要な見込量の確保のための方向性

在宅での生活を支援するにあたって、居宅介護等の訪問系サービスの利用の拡大が見込まれます。必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

また、訪問系サービスの基盤整備に向けて、圏域全体でサービス提供事業者に対して事業への参入を働きかけるとともに、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。

## 2

## 日中活動系サービス

## (1) サービスの内容と見込量

## ①生活介護

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

## ○利用実績

サービスの種類	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活介護	利用者数 (人/月)	39	40	41
		35	32	29
	利用量 (人日/月)	780	800	820
		648	625	598

※上段は計画値、下段は実績

## ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	利用者数(人/月)	35	36	37
	利用量(人日/月)	700	720	730

## ②自立訓練（機能訓練）

身体障害を有する障害のある人につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人／月）	○	○	○
		○	○	○
	利用量（人日／月）	○	○	○
		○	○	○

※上段は計画値、下段は実績

### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人／月）	○	○	○
	利用量（人日／月）	○	○	○

### ③自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害のある人につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

#### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人／月）	0	0	0
		0	1	1
	利用量（人日／月）	0	0	0
		0	20	20

※上段は計画値、下段は実績

#### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人／月）	1	1	1
	利用量（人日／月）	20	20	20



#### ④就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害のある人であって、企業等に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

##### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労移行支援	利用者数（人／月）	2	2	2
		0	1	1
	利用量（人日／月）	40	40	40
		0	20	20

※上段は計画値、下段は実績

##### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行支援	利用者数（人／月）	2	2	2
	利用量（人日／月）	40	40	40

⑤就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援(A型)	利用者数(人/月)	1	1	1
		1	1	2
	利用量(人日/月)	22	22	22
		22	21	40

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	利用者数(人/月)	2	3	4
	利用量(人日/月)	44	66	88

## ⑥就労継続支援（B型）

企業等に雇用されることが困難な障害のある人のうち、企業等に雇用されていた障害のある人であって、①その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、②就労移行支援によっても企業等に雇用されるに至らなかった者、③その他の企業等に雇用されることが困難な者について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労継続支援（B 型）	利用者数（人／月）	8	9	10
		8	12	10
	利用量（人日／月）	160	180	200
		142	188	169

※上段は計画値、下段は実績

### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援（B 型）	利用者数（人／月）	10	11	12
	利用量（人日／月）	185	205	225

⑦就労定着支援

一般就労へ移行した障害者に対して、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労定着支援	利用者数（人／月）		1	2
			0	0

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数（人／月）	0	0	0

## ⑧療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害のある人であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	利用者数（人／月）	1	1	1
		0	0	0

※上段は計画値、下段は実績

### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数（人／月）	0	0	0

### ⑨短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする障害のある人を施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

#### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所	利用者数（人／月）	3	3	3
		3	4	1
	利用量（人日／月）	36	36	36
		33	41	9

※上段は計画値、下段は実績

#### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	利用者数（人／月）	4	5	6
	利用量（人日／月）	20	25	30

#### 必要な見込量の確保のための方向性

生活介護等の日中活動系サービスは、毎年平均的に利用される人がおります。必要なサービス提供量を確保するため、サービス提供事業所等との連携を通じて、より効果的なサービス提供体制の整備を図ります。

また、サービスの基盤整備に向けて、圏域全体でサービス提供事業者に対して事業への参入を働きかけるとともに、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。

### 3 居住系サービス

#### (1) サービスの内容と見込量

##### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対して、定期的又は利用者からの要望に応じて利用者の居宅を訪問し、生活上の課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

##### ○ 利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	利用者数(人/月)	1	1	1
		0	1	1

※上段は計画値、下段は実績

##### ○ 必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数(人/月)	1	1	1

## ②共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居に入居している障害のある人につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月)	13	14	15
		13	14	13

※上段は計画値、下段は実績

### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月)	13	14	15



### ③施設入所支援

施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	利用者数（人／月）	16	16	16
		16	14	15

※上段は計画値、下段は実績

#### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用者数（人／月）	15	15	15

#### 必要な見込量の確保のための方向性

障害のある人の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の整備を強化します。

また、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。

## 4

## 相談支援

### (1) サービスの内容と見込量

#### ①計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

#### ②地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

#### ③地域定着支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

○利用実績

サービスの種類	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画相談支援	利用者数（人／月）	10	10	10
		8	7	8
地域移行支援	利用者数（人／月）	0	0	1
		0	0	0
地域定着支援	利用者数（人／月）	0	0	1
		0	0	0

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	利用者数（人／月）	5	5	5
地域移行支援	利用者数（人／月）	0	0	0
地域定着支援	利用者数（人／月）	0	0	0

**必要な見込量の確保のための方向性**

今後も様々な相談に対応できるように、サービス提供事業者と専門人材の確保に努めます。

## 5 障害児支援

### (1) サービスの内容と見込み

#### ①障害児通所支援

障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

#### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	8	9	10
		9	12	15
	利用量(人日/月)	128	144	160
		141	180	202
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	13	14	15
		15	14	16
	利用量(人日/月)	195	210	225
		226	209	232

※上段は計画値、下段は実績

#### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	15	17	19
	利用量(人日/月)	200	230	250
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	19	21	23
	利用量(人日/月)	250	280	310

## ②保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害のある児童に対し、関連施設で指導経験のある児童指導員や保育士が訪問を行い、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援	利用者数（人／月）	〇	〇	〇
		〇	〇	〇

※上段は計画値、下段は実績

### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用者数（人／月）	〇	〇	〇

### ③障害児入所支援

入所により、障害のある児童に日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービスです。

#### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療型児童入所支援	利用者数（人／月）	0	0	0
		0	0	0

※上段は計画値、下段は実績

#### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童入所支援	利用者数（人／月）	0	0	0

### ④居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達に係る支援を行います。

#### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人／月）	1	1	1
		0	0	0

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	0

⑤障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児に対して、支給決定又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。また、支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を支援します。

○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	利用者数(人/月)	5	5	5
		3	3	5

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数(人/月)	5	5	5

⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援体制づくりを推進します。

○利用実績

サービスの種類	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
コーディネーターの配置	利用者数	0	0	0
	(人/月)	0	0	0

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
コーディネーターの配置	利用者数 (人/月)	0	0	0

**必要な見込量の確保のための方向性**

障害のある児童の日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれます。必要なサービス提供量を確保するために、支援に関わるさまざまな関係機関やサービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

また、圏域全体でサービス提供事業者の確保に努めるとともに、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。



## 6

## 地域生活支援事業

## (1) サービスの内容と見込量

## ◆必須事業

## ①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。

## ○利用実績

サービスの種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	無	無	無
	○	○	○

※上段は計画値、下段は実績

## ○必要量の見込み

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

※実施の有無

## ②自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

### ○利用実績

サービスの種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自発的活動支援事業	無	無	無
	○	○	○

※上段は計画値、下段は実績

### ○必要量の見込み

サービスの種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

※実施の有無

## ③相談支援事業

### ア 障害者相談支援事業

本町では、相談支援事業を委託しており、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域において障害のある人を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するにあたって、館林市外五町地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

## イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

## ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等へ相談・助言します。

### ○利用実績

サービスの種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	0 箇所	0 箇所	1 箇所
	0 箇所	0 箇所	0 箇所
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	0 箇所	0 箇所	0 箇所

※上段は計画値、下段は実績

### ○必要量の見込み

サービスの種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	0 箇所	0 箇所	0 箇所

#### ④成年後見制度利用支援事業

知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な人が、親族などの身寄りがないなどの理由により法定後見制度の当事者による申し立てが困難な場合、町が申し立てを行います。

また、後見人等への報酬の支払が困難な方について、その報酬の一部又は全部を助成します。

##### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	1	1	1
		0	0	0

※上段は計画値、下段は実績

##### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	1	2	2

### ⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

#### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話通訳者派遣事業	利用者数（人／年）	5	5	5
		2	2	2
要約筆記者派遣事業	利用者数（人／年）	0	0	0
		0	0	0

※上段は計画値、下段は実績

#### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者派遣事業	利用者数（人／年）	5	5	5
要約筆記者派遣事業	利用者数（人／年）	1	1	1

⑥ 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

○利用実績

サービスの種類	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護・訓練支援用具	利用件数	3	3	3
	(件/年)	1	1	2
自立生活支援用具	利用件数	2	2	2
	(件/年)	1	1	2
在宅療養等支援用具	利用件数	1	1	1
	(件/年)	0	2	1
情報・意思疎通支援用具	利用件数	2	2	2
	(件/年)	2	2	3
排泄管理支援用具	利用件数	180	180	180
	(件/年)	165	171	173
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数	0	0	0
	(件/年)	0	0	0

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	3	3	3
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	2	2	2
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	2	2	2
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	180	180	180
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件/年)	1	1	1

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように手話奉仕員を養成します。

○利用実績

種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習	35	35	35
	修了者数(人)	34	31	0

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習			
	修了者数(人)	5	5	5

※令和2年度利用実績は新型コロナウイルス感染症の観点から中止となりました。

また令和3年度以降の見込みとして、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から先着5名での対応予定です。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	利用者数(人/年)	6	6	6
		6	6	5
	利用量(時間)	576	576	576
		483	536	511

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数(人/年)	5	5	5
	利用量(時間)	550	550	550



⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

○利用実績

サービスの種類	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域活動支援センター機能強化事業	町（箇所）	1	1	1
		1	1	1
	他市（箇所）	1	1	1
		1	1	1
	町（人/年）	15	15	15
		12	13	15
	他市（人/年）	2	2	2
		2	2	2

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	2	2	2	
		町	1	1	1
		他市	1	1	1
	人/年	17	17	17	
		町	15	15	15
		他市	2	2	2

◆任意事業

①日中一時支援事業

障害のある人の日中活動の場を提供するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息をとることを促進とします。

○利用実績

サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	実利用者（人／年）	10	10	10
		8	8	8

※上段は計画値、下段は実績

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者（人／年）	10	10	10

## ②訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な障害のある人に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

### ○利用実績

サービスの種類	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問入浴サービス	利用者（人／月）	1	1	1
		1	1	1

※上段は計画値、下段は実績

### ○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス	利用者（人／月）	1	1	1

### 必要な見込量の確保のための方向性

町の実情に応じた柔軟なサービス提供を行うために、内容・体制の充実を図っていきます。



## 第6章 計画の推進

---

# 1

## 計画の推進体制

### (1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、国・県の関係行政機関との連携を強化します。館林市外五町地域支援協議会において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

### (2) 関係各課・関係機関との連携

本計画の実現に向けて、障害者やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の関係各課及び関係機関との連携をより一層強化するとともに、一体となって事業展開を図ります。

### (3) 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

<b>計画(Plan)</b>	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
<b>実行(Do)</b>	計画に基づき活動を実行する
<b>評価(Check)</b>	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
<b>改善(Act)</b>	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、館林市外五町地域自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について、公表に努めるものとします。

明和町障害者福祉計画  
(明和町障害者計画・明和町障害福祉計画・  
明和町障害児福祉計画)

バリアフリーめいわ2021  
令和3年度～令和5年度

---

発行年月 令和3年3月  
編集・発行 明和町 介護福祉課 福祉係  
電話 0276(84)3111(代表)  
FAX 0276(84)3114  
〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里  
250番地1